

能美市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和5年11月16日

能美市監査委員 齊藤敏明

能美市監査委員 東正幸

- 1 監査実施日 令和5年10月20日(金)、10月27日(金)、11月2日(木)
- 2 監査の場所 能美市監査委員事務局
- 3 監査の対象 土木部、産業交流部、市立病院、教育委員会、議会事務局、消防本部の各課の財務に関する事務の執行(令和4年度分)について監査を行った。
- 4 実施した監査手続 監査の対象となった財務に関する事務の執行について、対象課から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、照査突合、その他通常実施すべき監査手続を実施した。
- 5 監査の内容 市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているか、最少の経費で最大の効果を挙げているか、運営の合理化が図られているか等に留意し、予算の執行及び財産の管理が法令等の趣旨に沿って適正に行われているかどうか、また補助金事業においては手続きが適正に行われているかを監査資料及び関係書類の確認及び関係職員の説明を聴取する方法により実施した。

6 監査の結果

監査の結果、対象となった部局各課の財務に関する事務については、監査した限り、概ね適正に執行されているものと認められた。

ただし、一部に注意を要する事項が見受けられたので、下記のとおり今後改善を要望する。

- (1) 契約、その他の関係書類作成において、経験不足から起きると考えられるミスが見受けられる。些細なものであっても、常に正しいか疑問をもち、課内で十分に協議を行うこと。また、これを防ぐために実務に直結する研修を実施するとともに、職員各位には業務知識の習得のために積極的な自己研鑽に努めていただきたい。
- (2) 災害復旧や災害対策事業のほか、シティプロモーションやDX推進事業など業務量が増加しており、特に技術職員が不足していると思われることから、その確保に努められたい。また、事業のスクラップ&ビルドを推し進めるほか、各課における業務配分を随時検証するとともに、職員の心身の健康について細やかな目配りと対応をお願いしたい。